

平成24年8月27日

逗子市市議会議長
眞下 政次殿

逗子市下水道行政に関する市民、有識者参加を含めた特別委員会設置の陳情

逗子市は昭和41年から下水道行政を積極的に推進し今日では100%を達成しております。他方で、下水道管の老朽化にともなう維持管理、不明雨水、合流式改善など課題が少なからず存在しております。

下水道行政が逗子市においては市民生活に直接拘るものであるがゆえに、私どもは、優れて市民参加の対象となりうる課題でないかと考えております。逗子市民参加条例という先進的な条例も鑑みつつ、逗子市下水道行政に関する、市民、有識者を含めた特別委員会の設置を陳情いたします。その事例として本陳情書に、横須賀市事例「水道事業・下水道事業アドバイザー会議」の要綱を添付させていただきます。

逗子市新宿1-4-7

ふりがな いたうよしろう
氏名 伊藤 淑郎



外 5 名

添付書類: 横須賀市「水道事業・下水道事業アドバイザー会議設置要綱」



水道事業・下水道事業アドバイザー会議設置要綱

(設置)

第1条 水道事業及び下水道事業の運営並びにこれらに係る諸問題に関して広く意見を聴取し、事業に反映させるため、水道事業・下水道事業アドバイザー会議（以下「アドバイザー会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 アドバイザー会議は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、市民、事業者、学識経験者及び関係団体の職員のうちから上下水道事業管理者が委嘱する。

3 委員の任期は、平成25年3月31日までとする。

(座長)

第3条 アドバイザー会議に座長を置き、委員が互選する。

2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 アドバイザー会議の会議は、座長が招集する。

2 アドバイザー会議は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。

3 アドバイザー会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 アドバイザー会議の庶務は、経営部経営企画課において行う。

(その他の事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、アドバイザー会議の同意を得て座長が定める。